

浜松市「開発許可制度」における系統用蓄電池の取扱い

系統用蓄電池の電気事業法上の位置づけは何か？

- ・小売電気事業
- ・特定卸供給事業
- ・どの電気事業にも該当しない事業

- ・一般送配電事業・送電事業
- ・配電事業
- ・特定送配電事業
- ・発電事業

建築物又は第一種特定工作物に該当するか？

建築物

(専用コンテナ※1を積み重ねたものを含む)

第一種特定工作物

(危険物※2を含有するもの)

左記以外のもの

開発許可・建築許可
を要さない。

計画地(開発区域)の規模により許可が必要

計画地が存する区域	許可を要する規模等
市街化区域	1,000㎡以上の区画形質の変更
都市計画区域外	10,000㎡以上の区画形質の変更
市街化調整区域	— (規模によらず不許可)

※1国住指第4846号 蓄電池を収納する専用コンテナに係る建築基準法の取り扱いについて(技術的助言)

※2危険物とは建築基準法施行令第116条第1項の表の危険物品の種類の欄に掲げるものである。